

週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書【建築工事】

この仕様書は週休2日対象工事（発注者指定型）に適用する。受注者は、次項（1）から（9）までを実施するものとする。

（1）週休2日工事の定義

工事着手日（準備期間は含まない）を第1始期日とした4週（28日）のうち8日間以上の休日確保する工事をいう（（2）に示す①）。

休日は原則として、土曜日、日曜日とする。また、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。

なお、（2）に示す②4週7休相当及び③4週6休相当の休日の確保状況についても、週休2日工事として取り扱う。

（2）休日の確保状況

休日の確保状況は、次のとおりとする。

①4週8休相当 休日の確保が8日/28日(28.5%)以上の場合

②4週7休相当 休日の確保が7日/28日(25%)以上8日/28日未満の場合

③4週6休相当 休日の確保が6日/28日(21.4%)以上7日/28日未満の場合

（3）週休2日工事の実施の記載

受注者は、総合施工計画書に週休2日工事を実施する旨を記載する。

（4）休日の設定

1) 受注者は、工事着手日から現場施工が完了する日（後片付け期間は含まない）までの期間において4週8休相当の休日を設定し、工事着手前までに書面（様式自由）で監督員へ提出する。

2) 令和3年度は、静岡県内の公共工事において毎月第2土曜日を一斉休工とする“ふじ丸デー”の取組みを実施するため、毎月第2土曜日は休日とするよう配慮すること。

3) 受注者は、工事着手前までに休日を現場内に掲示して、工事関係者が休日等の予定をたてやすくなるように努めること。ただし、資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等にかかる建設工事の請負契約に該当しない関係者等については対象としない。

（5）災害対応時等の措置

受注者は、降雨、降雪等による予定外の休日に伴って休日を変更する場合のほか、地元対応や関係機関からの要請、災害対応等により、やむを得ず休日を変更する場合は、予定が確定した時点で速やかに再設定し、工事関係者への周知を図ること。

また、再設定した休日を速やかに書面（様式自由）で監督員へ提出する。

(6) 実施内容の報告

受注者は、休日を確保した結果について、対象期間（各始期日から28日間）と休日を明確にして、各対象期間後7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）に書面（様式自由）で監督員へ提出する。

(7) 労務費の補正

当初の予定価格において、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に以下に掲げる①4週8休相当の補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、休日の確保状況を確認後、4週8休相当に満たない場合は、休日の確保状況に応じた以下に掲げる補正係数による補正での変更契約を行い、4週6休相当に満たない場合は、当初の補正分を減額して変更契約を行う。

- ① 4週8休相当 補正係数 1.05
- ② 4週7休相当 補正係数 1.03
- ③ 4週6休相当 補正係数 1.01

(8) 工事現場への明示

受注者は、工事現場において公衆の見やすい場所に、『本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する週休2日工事』である旨を明示すること。

(9) 工事成績評価

週休2日工事を実施した結果、休日の確保状況が4週8休相当である場合は、適切に評価する。

(補足)

- ・実施にあたっては、『建設工事の担い手確保・育成事業に関するQ&A』を参考にすること。
- ・上記については、担い手確保・育成ホームページ (<https://ninaiite.jp>) に掲載。